

令和元年12月定例会 常任委員会

企画環境委員会

委員長名	佐藤雅裕
委員会開催日	令和元年12月20日(金)、12月23日(月)
所属委員	[副委員長]佐藤義憲 [委員] 山口信雄 三瓶正栄 佐久間俊男 矢吹貢一 宮本しづえ 勅使河原正之 長尾トモ子 亀岡義尚



佐藤雅裕委員長

(1) 知事提出議案：可 決…3件
承認…1件

※[知事提出議案はこちら](#)

(2) 議員提出議案：可 決…1件

※[議員提出議案はこちら](#)

(12月20日(金) 企画調整部)

佐藤義憲副委員長

企画3ページ、情報化計画推進費に係る1,541万4,000円の減額補正について理由を聞く。

部参事兼情報政策課長

Windows10へのパソコンの更新に伴う請差による所要額の減額、それから出先機関の回線速度を増強する予定であったが、設備増強に時間を要したため所要額を減額した。

三瓶正栄委員

部長から人口ビジョンの人口目標が令和22年に153万人との説明があったが、人口減少問題は県政の一番重要な課題である。県内59市町村から人口ビジョン及び総合戦略は県にどのくらい申請されているか。

復興・総合計画課長

地方創生の交付金については、ソフト事業中心の推進交付金、ハードの拠点整備交付金の2種類あるが、推進交付金及び拠点整備交付金の前に加速化交付金という制度もあり、それも含めるとほぼ全ての市町村で申請している。ただ双葉郡を中心に復興に係る交付金が使いやすいために地方創生の交付金を活用していない市町村も幾つかある。

三瓶正栄委員

人口減少問題は県政の重要な課題なので、今後もオール福島でしっかり取り組んでもらいたい。

宮本しづえ委員

部長から「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針(以下「基本方針」)に新たな事業に対しても財政措置が図られることが盛り込まれたとの説明があり、それには国際教育研究拠点の整備も念頭に置いていると思う。国際教育研究拠点については「福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議」(以下「有識者会議」)の

中間取りまとめが公表されたが、現時点ではどういったものを想定しているか。

企画調整課長

部長から説明のあった基本方針がまさに先ほど閣議決定された。基本方針では原子力災害被災地域の復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応するため必要に応じて見直しをするとされており、本県や原子力災害の被災地域に配慮された内容になっていると受けとめている。

次に、国際教育研究拠点については本年7月に復興庁に設置された有識者会議でどういったあり方とすべきか議論し、11月に中間取りまとめが公表された。

中間取りまとめでは、これまでの福島イノベーション・コースト構想の課題を踏まえ、重点分野を中心に浜通り地域の復興・再生、分野横断的な研究教育、産学官連携による新産業の創出、持続性のある人材育成、福島復興研究の集積、世界への発信などを目的として国が主導して国際教育研究拠点を構築するとの方向性が出された。これは、まだ中間取りまとめの段階なのでこれからどういった形になるのかは明確になっていない部分があるが、来年の夏ごろに有識者会議で最終のまとめをし、それを受けて政府としてどういった形にするかが明らかになると認識している。

宮本しづえ委員

この中間取りまとめを見る限りでは、本来ならばこの10年間でしっかり取り組んで一定の方向性が出ていないといけない課題が多くある気がするが、この中で国際教育研究拠点を整備して取り組むような課題はどれなのか疑問である。

これから長期にわたり一番必要となるのは廃炉技術をどう確立するかである。原子力技術については、これまで各大学等で人材育成が図られてきた経過があり、どちらかという原発を推進するための人材育成という意味合いが強かったと思う。

しかしながら、本県も含めて全国的にも40年たった原発は廃炉の方向であり、既に廃炉が決まっている原発も何基かある。原発の廃炉をどう安全に実行していくのか。これは本県だけの話ではなく、全国的な課題としてしっかりした研究と人材育成が求められているため、これからは廃炉を進めるための人材育成や研究にシフトしていくほうが現実的である。

本県にわざわざ国際教育研究拠点を整備するよりも、既存の人材育成の機関や教育者を生かしながら廃炉のための新たな研究や人材育成を図っていくことを求めていくべきと思うが、有識者会議ではどういった検討がされたのか。

企画調整課長

国際教育研究拠点の中心となる研究テーマについても有識者会議で議論されている。必須の研究テーマとしては、世界が注目する廃炉分野、廃炉技術に応用されるロボット、遠隔操作などの先進技術が主要な研究分野として議論されている。また、本県に整備されるので生活基盤の回復として農業、放射線、安全、健康などの分野も議論されている。

国際教育研究拠点で養成されたさまざまな分野の研究者や技術者が新技術や新産業の牽引役となり、福島イノベーション・コースト構想の核として浜通り地域の復興をリードしていくという議論がされており、この有識者会議には本県からも副知事等がオブザーバーとして参画しているため、県の声の有識者会議に伝えていきたい。

宮本しづえ委員

そういった方向で有識者会議での検討を進めてもらいたい。

この中間取りまとめには、アメリカのハンフォード・サイトをモデルにしてまちづくりを進めるとあり、浜通り地域に整備する拠点施設の作業員や研究者の家族も呼び込んだまちづくりをするようなことも書いてあるが、これまで整備してきた拠点施設で働いている人の家族は本当に来ているのか疑問である。アメリカと同じような方法で本当に進むのか。実態はどうなっているのか。

福島イノベーション・コースト構想推進室長

浜通りに進出している研究機関や企業の家族がどの程度来ているかは把握していないが、大熊町等につくられた住宅に社員が住んでいたり、いわき市から通っているなどいろいろなパターンがあると聞いている。

宮本しづえ委員

家族で浜通りに引っ越してきて働いているとの状況にはまだないと思う。拠点施設を整備して働いている人の家族も町に住みにぎやかになるというのは厳しい状況にある。

福島イノベーション・コースト構想を県民の8割以上がよく知らない現状がある。知らないということは、県民にとって本当に必要な復興になっていないのではないのか。今のようなやり方だけではなく、一回立ちどまって本県の復興に何が必要かを検証する必要があるのではないのか。

避難地域の居住率の資料では、11月26日時点が27.8%、7月時点が26%台だったと思う。資料が更新されるたびに大体1ポイントしか伸びていない。これは居住率だから帰還率をもっと低いと思われる。それぐらいの人しか戻っていない現状があり、本当は戻りたいと思いつながらなかなか戻れない人たちも少なくないと思う。ふるさとに戻るか悩んでいる人たちが戻って頑張ってみようと思える施策にシフトしていく検討も必要ではないのか。そうすることによって本県の人口減少にも相当歯どめをかけられるのではないのか。

人口ビジョンの人口目標を162万人から153万人に下方修正することだが、避難地域の居住率をどのくらいで見ているのか。人口が一番減少しているのは避難地域であり、実態として余り居住していない現状があるのでその復興をどのように進めるのか。節目の10年目にどういった施策が本当に求められているのか、避難者から丁寧に聞き取るべきである。そういったことをして、向こう10年間でやるべきことが何なのか県として再検討する取り組みを今年度あるいは来年度にやるべきではないのか。県の計画を見ていると福島イノベーション・コースト構想推進としか出てこないが、実態としてどうか。

福島イノベーション・コースト構想推進室長

福島イノベーション・コースト構想については、避難者の生活を支えるために産業基盤の回復を図ることを目的としている。

委員指摘のとおり、被災者を直接支援する施策も必要なので、そういったことも行いながら、被災者を支えられるよう両面で施策をしっかりと進めていきたい。

企画調整課長

部長から説明した復興の基本方針は政府によるものであるが、2020年は震災、原発事故から10年という節目であるため、県でも各種政策を進めてきた。政府から示された復興の基本方針にも福島イノベーション・コースト構想だけではなく、避難地域の復興のあり方も含めて点検評価し、施策の充実に努めていくとある。また、新たな総合計画と復興計画の策定も進めていきたい。

宮本しづえ委員

浜通りの避難者にしっかり寄り添いながら、何が本当に求められているかを明確にして復興を進めてもらいたい。

大熊町、双葉町を除いて避難者の仮設借り上げ住宅の提供が来年3月で終わりになる。意向確認によると来年3月以降の生活再建の方向が決まっているのは大体52%、そのうち避難元に戻る人が9.8%、避難先で再建する人が52.8%、未定が19.7%とのことだが、この未定とはどういうことか。

生活拠点課長

最新の意向確認は11月末時点であり、4月以降の住まいの見通しが立っている世帯は約7割、そのうち避難元は9%、避難先は約6割、その他として仕事の関係で別なところに再建するなどが約2割となっている。

委員指摘の未定については、引き続き借り上げ住宅を考えているが、場所までは決まっていないなどいろいろな方がいるため未定としている。

宮本しづえ委員

今の説明からすれば、未定とは4月以降の生活再建が決まっていないということか。生活再建の見通しが立っている人の中で未定が19.7%とのことだが、これは見通しが立っていないのではないのか。

生活拠点課長

申しわけない。避難元あるいは避難先など複数の希望があり、まだ絞り切れていない方を未定としている。

宮本しづえ委員

どちらにするかまだ決まっていないとのことだが、いずれにしても避難元に帰る方が1割とは思ったより少ない気がする。帰りたくないのではなく、帰れないとのジレンマの中でこういった割合になっていると推測する。まだ決められない人も含めてどのような条件であれば戻れるのか丁寧に聞き取り、今後の復興施策に反映してもらいたい。ぜひそういった取り組みを強めてもらいたい。

次に、エネルギー施策についてである。今回の台風災害の大きな原因の一つとして温暖化が挙げられている。COP25でも目標に向けてどのように取り組むかが問われており、日本も明確な目標を示すことができず、化石賞を受賞する本場に情けない状況である。

本県もIGCC（石炭ガス化複合発電）とはいえ新たに2基つくっている。石炭火力発電がCO₂を一番排出すると言われているので、温暖化対策ではこの転換が不可欠になると思う。安い燃料でやろうとするから石炭を大量に輸入することになり、小名浜港東港地区の拡張が必要になってくる。どうしても石炭火力発電が必要であれば、今ある石炭火力発電の燃料を転換することも選択肢の一つとしてあるのではないかな。

相馬港にLNG（液化天然ガス）の基地ができたため、天然ガスであれば石炭のCO₂排出量の約半分で済むとも言われている。

日本は待ったなしである。これから新しい石炭火力発電をつくる時代ではなく、今ある石炭火力発電の燃料の転換を真剣に検討すべきではないか。福島イノベーション・コースト構想に位置づけられてはいるが、新しくつくる石炭火力発電の燃料の転換も検討すべきではないか。この点について検討した経過はあるか。

エネルギー課長

IGCCも含めた石炭火力発電の地球温暖化等に対する影響について世界的に懸念が広がっていることは承知している。燃料の転換について真剣に考えるべきではないのかとのことだが、エネルギー政策については防衛、外交等とともに一義的には国が検討するべきものと考えている。

その上で我々は原子力に依存しない社会づくり、持続可能な社会づくりとして再生可能エネルギーの推進をしっかりと進め、エネルギー政策については国の検討を見守りながら事業に取り組んでいきたい。

宮本しづえ委員

説明のとおりエネルギーの基本計画は国で検討するものであるが、それぞれのところでどのようにして温室効果ガスを減らすのか。その努力の積み上げが必要である。

本県ではどのような施策が可能で、何が必要なのか。そういった検討が必要であり、その一つとして燃料の転換を検討するべきではないのかと提起したので、今後、十分に検討してもらいたい。

佐久間俊男委員

福島県復興計画の福島イノベーション・コースト構想の具体化について説明があり、その中で医療分野、航空宇宙が新たに追加された。

そこで、ロボットテストフィールドの医療分野の研究とふくしま医療機器開発支援センターの研究が重なることはないのか。また、ロボットテストフィールドの医療分野の研究はどのような内容か。

福島イノベーション・コースト構想推進室長

浜通り15市町村で福島イノベーション・コースト構想に取り組んでおり、そこでの産業集積の効果を全県に波及させることが福島イノベーション・コースト構想の目的である。

委員指摘の医療分野については、現在、地域復興実用化開発等促進事業費補助金という研究開発の補助金制度がある。医療分野もその対象分野に入っており、これまで浜通りで18件の申請があり、実用化の研究が進んでいる。今後は浜通りで新しく起きている医療分野の研究開発を事業化につなげられるよう支援し、産業として根づかせていきたい。

それに当たって、ふくしま医療機器開発支援センターでは、企業に対する事業化までの困り事の解決に向けたコンサルタントをしており、ふくしま医療機器開発支援センターともしっかりと連携しながら浜通りで芽が育ちつつある案件について事業化に結びつけていきたい。

佐久間俊男委員

ふくしま医療機器開発支援センターの事業とロボットテストフィールドの事業は重ならないと理解してよいか。また、ふくしま医療機器開発支援センターの収支には影響を与えず、プラスになると理解してよいか。

福島イノベーション・コースト構想推進室長

補足する。医療分野の産業集積に当たっては、ロボットテストフィールドのみならず浜通り地域で行われている研究開発を中心にサポートしていく。ふくしま医療機器開発支援センターが研究等を行うのではなく、研究開発している企業の事業化に向けてサポートしていくため、センターの収支を悪化させるような要因にはならず、むしろ活動を活発化させると考えている。

佐久間俊男委員

ふくしま創生総合戦略は平成27～令和元年度の5年間、福島県復興計画が23～2年度の10年間、福島県総合計画「ふくしま新生プラン」が25～2年度の8年間となっているが、県の最上位計画である総合計画より1年前に総合戦略を策定する理由について聞く。

復興・総合計画課長

ふくしま創生総合戦略は、国のまち・ひと・しごと創生法に基づき地方の戦略との位置づけで今年度までの5年間で策定したものである。これは、全都道府県及びほぼ全ての市町村で策定している。

一方、それより早く平成24年度に策定した福島県総合計画「ふくしま新生プラン」や福島復興計画（第3次）の終期は令和2年度となっている。

総合戦略のスタートを来年度とすることで国の新たな長期ビジョン及び新たな総合戦略の視点などを加え、市町村と連携して交付金を活用した地方創生事業に取り組めるメリットがある。

また、総合計画と総合戦略の整合を図ることについては、6月定例会で知事が総合計画の策定に着手すると答弁した際に整合を図ると述べている。現在、新たな総合計画の策定作業を進めており、今月初めに新たな総合計画の基本的な考え方を示し、総合戦略の基本的な考え方との整合を図りながら進めている。地方創生・人口減少対策にすぐに取り組めるようにスタート時期が違うことを承知願う。

山口信雄委員

福島イノベーション・コースト構想で大学を誘致するのは難しいようであるが、産学官でしっかり取り組むとは、どのようにして学と連携を図っていくのか。

企画調整課長

現状では大学等と復興知という事業を行っている。これは、福島イノベーション・コースト構想推進機構が審査し、大学等が本県のさまざまな現場で頑張っている取り組みをサポートする事業である。例えば、近畿大学が川俣町でのさまざまな取り組みに対してサポートすべく、学生や教員のフィールドワーク、成果発表、住民とのワークショップなどを展開している。

福島イノベーション・コースト構想には産学連携や国際教育研究拠点という大きな構想があるが、これは復興庁の有識者会議で国際教育研究拠点のあり方について国主導での検討が進んでいる。その中間取りまとめにおいて、国際教育研究拠点は基本的には研究所方式で教育機能を発揮していくことが適当ではないかとの方向性が芽出しされている。

しかしながら、大学についても設置を諦めたわけではなく、大学、大学院の設置は将来の検討課題とされている。イメージの一つとして掲げているのは連携大学院という制度で、研究所で博士号や修士号を取得できる、あるいははそういった教育機能を付与することから始めるのが適当ではないかとの意見がある。県としてもこういった議論に協力、参画して

国際教育研究拠点の実現に向けてサポートしていく。

山口信雄委員

連携という部分では、県内や全国にあるいろいろな大学に対し、そういった取り組みが余り発信されていないと思うが、どうか。

企画調整課長

大学との連携については、先ほど説明した大学等との復興知という事業で約20の大学が各地で農業、ロボット、人文社会などさまざまな研究分野で活動している。昨年度から各大学が横断的に議論できる成果発表の場を設けてきたが、今年度からはワークショップにより密な議論を行い、共同のプロジェクトにつなげていくことも進めているため、このことをしっかり県民に伝わるように発信していきたい。

山口信雄委員

復興・再生の説明で、Jヴィレッジの利活用促進に向けた取り組みとして全天候型練習場の多目的化改修によりコンサートなどもできるようにするとのことであった。また、それに合わせてJヴィレッジ駅が常設化されるとのことだが、イベントに合わせて便数をふやすなど、ダイヤ等についてはどうなっているのか。

佐藤雅裕委員長

答えられる範囲で答弁願う。

エネルギー課長

Jヴィレッジ駅は臨時駅として平成31年4月20日に開設されたが、臨時駅で不便な部分もあるため地元と10月に要望活動し、JR東日本水戸支社から令和2年3月14日から常設化すると発表された。ダイヤについては、これから発表になるため引き続きJR東日本水戸支社と連携を密にしていけるが、全てのダイヤでJヴィレッジ駅にとまることになる。また、今までも大規模な集客イベントのときは事前にエントリーすることで臨時増便の対応をしてもらっていた。担当課としても常設化以降もしっかりJR東日本水戸支社と連携しながら利用者の利便性を高めて利活用促進につながるよう努めていきたい。

佐藤義憲副委員長

佐久間委員から質問のあった総合戦略と総合計画の整合性は極めて重要な話であり、総合計画よりも前に始まる総合戦略が重要である。

現在のふくしま創生総合戦略の評価については主要施策が115項目、そのうちKPI（重要業績評価指標）の指標があるのは70項目、KPIを設定していないものは45項目ある。また、現在のふくしま創生総合戦略では、KPIを設定しても指標となるデータが3年前のものもあるなどリアルタイムでないためその評価が適正なのか極めて疑問である。

次期総合戦略では各部局が指標を設定してくると思うが、それに対して企画調整部としてその指標が適正か、現状はどうなっているのか、もう一度見直してもらいたい。

そこで、現在の指標に対する企画調整部の捉え方について説明願う。

復興・総合計画課長

ふくしま創生総合戦略については11の成果目標と主要施策のうち70項目についてKPIを設定している。

今年度第1回の有識者会議で平成31年4月15日時点のKPI及び成果目標の達成状況を示しているが、6月定例会の委員会においてあと1年残っている状況でも成果目標を既に達成したものが2つあることを報告した際に、佐藤雅裕委員長からも2年前の指標を使っている正しい評価ができるのかとの指摘があった。

その後、第2回の有識者会議で県としては指標についてできる限り最新のものを使う方針であることを示した。また、その会議には全部局が参加しているため、共有が図られている。

今、骨子案を示している状況なので、この後のつくり込みが重要だと思っており、調べてみると全ての統計指標が毎年更新されるわけではなく、例えば健康事業の指標は一番わかりやすく説明できる指標であるものの、3年に一度しか更新

されない。そういったことも織り込みながら、できる限り見てわかる成果や捉えやすさも心がけながらこの後の作業を進めていきたい。

佐藤義憲副委員長

指標に関しては3年に一度しか更新されない統計調査があってもよいと思うが、それを補完する別のデータを置きながら全体の指標を捉えるのも必要だと思う。

一般企業が次の計画を立てるときには、前回計画の目標に対する達成度はどうしても出さざるを得ないので、KPIの設定がない状況は極力なくすべきである。数値化できないものがあるのはわかるが、なるべく客観的な指標を活用すべきである。

また、来年は国勢調査が実施される。今回、人口ビジョンを下方修正したが、統計調査の結果次第によってはどうなってくるか心配である。

そこで、次期総合戦略に人口ビジョンが反映されるよう実態をしっかりと把握することが重要であるが、次期総合戦略は2月定例会中に示されるのか。

復興・総合計画課長

今回、人口ビジョンの目標を修正し、それに基づく統計指標等を整理しているので年内を目途に人口ビジョンを議員に配付したいと考えている。その上で骨子案から素案をつくり上げて2月定例会までに総合戦略案を示し、委員会での審議を経て、年度末の本部会議で決定したいと考えている。

宮本しづえ委員

総合計画との関係で県政世論調査がある。これは、企画調整部の所管ではなく県民広聴室の担当になると思うが、今の県政に県民が何を望んでいるのか、何を要求しているのか、こういったことをつかみながら総合計画を見直していくことが大事だと思う。総合計画を策定するときにはせめて県民の要求をつかめるような県政世論調査のやり方を検討したほうがよかったのではないかと。総務部とはどういった連携をしながら県政世論調査を実施しているのか。

復興・総合計画課長

県政世論調査と総合計画及び総合戦略の関係を説明すると、今の総合計画「ふくしま新生プラン」については主要施策が22項目ある。それについての意識調査は、平成25年度から毎年、意識調査の項目として採用し、県民の意識がどのように変わっているのか捕捉している。

新たな総合計画においても実施するつもりであり、今回の総合戦略においてもスタートした翌年から4つの柱の1つであるまちづくりに関して「住んでいる地域が住みやすいと思う」という項目を県政世論調査に設けており、それによるとスタート当時の平成27年度は5割程度だったものが7割弱までふえてきている。今後とも総合戦略や総合計画の進行を県民がどのように捉えているのか、新たな総合計画でもしっかりと捕捉できるように総務部とも連携しながら取り組んでいきたい。

(12月23日(月) 生活環境部)

勅使河原正之委員

東京都内でもイノシシが出没していると報道されており、郡山市でもイノシシの被害は大変である。

生4ページ、野生動物環境被害対策推進事業の1,300万円は市町村への補助とのことだが、この1,300万円の内容と野生生物管理費の6億1,782万4,000円との関係について詳しく説明願う。

自然保護課長

狩猟に係るイノシシ捕獲管理事業の増額になる。今回、市町村に改めて要望頭数について確認したところ当初予算より1,000頭分超の要望があり、当初の4,000頭から1,000頭増の5,000頭となった。単価が1万3,000円で1,000頭増になるので1,

300万円の増額となる。

イノシシの捕獲は、狩猟、有害捕獲及び直接捕獲の3つに分かれている。生活環境部では、直接捕獲を猟友会に委託して実施している。有害捕獲については農林水産部で対応しており、狩猟について市町村が捕獲者に対して助成をする場合、県は市町村からの申請に基づき市町村に補助している。

宮本しづえ委員

生2ページ、地方生活バス路線維持対策費の復興特例はプラス、通常はマイナスとのことだが、復興特例がふえた主な理由について説明願う。

生活交通課長

3,198万6,000円の増額は、当初予算を編成する際、復興特例の要件として応急仮設住宅の近くを通る路線が該当するため、応急仮設住宅の供与期間を土木部や町から聞き取り、およそ半年と見込んで計上した。しかしながら、応急仮設住宅への入居が継続しているため不足する半年分の予算を増額した。

宮本しづえ委員

これはどこの応急仮設住宅か。

生活交通課長

県内の応急仮設住宅は、福島市は森合に1カ所、郡山市はビッグパレットふくしまの近くに1カ所、会津若松市は大熊町の応急仮設住宅が2カ所で合計4カ所あるが、今回の対象は福島市の森合の近くを通る路線である。

宮本しづえ委員

福島市森合の応急仮設住宅にはほとんど住んでいない。森合を通るバス路線を半年維持するために3,000万円になるのはなぜか。計算の仕方を詳しく説明願う。

生活交通課長

この復興特例は、国と県で半分ずつ負担し、それぞれからバス事業者に補助が行われる直接補助である。路線ごとに運行状況や収入が違うため、それぞれ足し上げて国と県が同額を補助する仕組みである。

宮本しづえ委員

多分ルールでそうなっているのだと思う。

どれくらいの利用が見込まれて3,000万円補正するのか。恐らくそこに住んでいる方は1、2世帯くらいでもうほとんどいない。そのバス路線を維持するために3,000万円を補正するのは理解できない。避難者の足の確保であればタクシー代を補助するなど別な交通手段に変えたほうが効率的で使い勝手もよい。それでも3,000万円を補正する理由はあるのか。

生活交通課長

福島駅から国見町の藤田や伊達市に向かう路線など13の広域路線が増額の対象となっており、応急仮設住宅だけに使われる路線ではなく、応急仮設住宅近くの停留所を系統に入れている。

宮本しづえ委員

応急仮設住宅を通らないようにすれば距離が短くなるだけで、路線がなくなるわけではないと思うが、その関係がよく理解できないので説明願う。

生活交通課長

復興特例の制度は、東日本大震災が発生し、国が避難者の移手段の確保と充実を目的に、運行経費がかさんだとしても路線を維持するためにとられた措置である。その要件が応急仮設住宅の近くを通るバス路線であった。復興特例の路線は減ったものの広域路線はもともとあった路線であり、応急仮設住宅のために新たに設けられた路線ではない。東日本大震災の発生前からもともとあった路線が東日本大震災のときに被害者支援の観点で応急仮設住宅を要件として維持されている。

勅使河原正之委員

イノシシの被害について聞く。環境省は、平成25年12月に「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を農林水産省と取りまとめ、25年から10年後の令和5年までに現在の半分にする目標を立てたが、本県は原発事故、東日本大震災という未曾有の複合災害によって全国よりさらに悲惨な状態になっていると思う。そのためイノシシ被害が報告されていなかった郡山市の山のほうまで被害が広がっている。

県が推定個体数をどのくらいで想定しているかわからないが、それを上回るイノシシが県内にいると思う。イノシシ管理計画の令和2年度の目標を達成するためには現在の捕獲目標をかなり上回って捕獲しないとうまくいかないのではないかと懸念している。

現在のイノシシの推定個体数は幾らか。また、イノシシ管理計画の今年度、来年度の目標値は幾らか。その目標を令和2年度に達成するためにことし立てた目標をかなり上回る目標を立てないと管理計画が達成できないと思うが、その辺の数字をどう捉えているのか。

自然保護課長

イノシシの推定生息数は、イノシシ管理計画（第3期）を策定する際に整理し、平成30年度の生息数を5万4,000～6万2,000頭と推定している。イノシシ管理計画（第3期）では年間2万5,000頭以上の捕獲を目標として最大限捕獲に取り組むとしている。

勅使河原正之委員

一方では守り、一方で捕獲するため関係部局と連携しながら行う必要があると思っている。電気牧柵などにより被害を防除するとともに環境も整備しなければならない。例えば、隠れる場所がないように整備する、生ごみを出さないようにする、自然に生えた柿の木を切るなど環境を整備しなければならない。捕獲することはもちろんだが、被害防除、環境整備、捕獲と総合的な対策によりイノシシ管理計画の達成に向けて取り組むことが大事である。

イノシシの農業被害からは農林水産部が守ればよいということではなく、イノシシが出ることについて、生活環境部と農林水産部で連携してどう取り組んでいくのか。目標を立てても実現できないのでは仕方がないので、そこをきちんとしてもらいたい。

そのためには今年度の達成率がどうか進行管理をしなくてはならない。猟友会に委託しているといっても猟師も高齢化しており厳しいのではないかと。生活環境部として来年度に向けてどう対応していくのか。先ほど述べた被害防除、環境整備、捕獲といった総合的なバランスをどう考えているのか。

自然保護課長

イノシシ対策としては、捕獲、誘引物の除去による生息環境管理、侵入防止柵による被害防除があるが、これらは地域の状況に応じて対策しなければならない。

イノシシ管理計画は県全体のイノシシ対策になるが、エリアごとの対策を整理している。

避難12町村は住民帰還に向けて市街地等からイノシシを排除するため国と連携しながら進めている。

中通り、浜通りはイノシシが多く生息しているので、捕獲に加えて状況によっては生息環境管理、被害防除を組み合わせている。さらに、捕獲効率を高めるため今年度はICT等を活用したモデル事業に取り組んでいる。

会津地方はイノシシがふえ始めているが、まだイノシシ捕獲技術が不足しているので、研修等により対応を図っている。

生活環境部、農林水産部でそれぞれ予算があるが、地域に応じて3つの対策を組み合わせ対応していく。

勅使河原正之委員

侵入防止柵は効かなくなってきたと聞くため、イノシシ管理計画の目標を達成するには新たなアイデアも必要である。市町村によっては新しいアイデアがあるかもしれないので市町村の意見を聞くとともに、国と一体となってさまざまな英知や成功事例などを収集して対応するよう要望する。

宮本しづえ委員

先ほどイノシシ管理計画についての質問があったが、イノシシ管理計画はもう一度目標を立てるべきではないか。

現在のイノシシ管理計画（第3期）で適正な生息数をどれぐらいにするのか明確にするべきだと思う。以前もこの点を質問したが、明確になっていない。明確にしないままに年間2万5,000頭を捕獲するとしているが、イノシシは減っていない。このままでは県民は納得しないので捕獲の目標を立てて取り組むべきではないか。

自然保護課長

目標としては年間2万5,000頭以上を捕獲することを掲げ、5年後の推定生息数は減るように設定しているため毎年しっかりと捕獲に取り組んでいきたい。

宮本しづえ委員

イノシシは減るとのことだが、どのくらい減るのか明確でない。平成30年度の推定生息数が5万4,000～6万2,000頭でこれよりは減るだろうとすることにすぎない。

最初にイノシシ管理計画を策定したときには、安定生息数を5,000頭としてそこに近づけるために幾ら捕獲が必要なのか計画を策定してきた経過がある。

ところが、実態としては5,000頭どころか10倍になっており、深刻な状況のため県民からはイノシシ対策を求める話が次々と出ている。

当初、5,000頭が適正との目標を立てたのであれば、そこに近づけるためにどういった努力をするのか。この目標をもっと明確にするべきだと思う。

今の頭数よりは減るとのことだけでは被害は減らず、県民の不安は解消できない。こういった現状を認識した上でイノシシ管理計画（第3期）が策定されているのか疑問である。もう一度イノシシ管理計画の見直しをするべきだと思うが、どうか。

自然保護課長

イノシシ管理計画（第3期）は、イノシシの個体数を抑制しつつ、人の生活圏とのすみ分けを進めることによって人身被害の防止、生活環境被害、農業被害の低減を図ることを目指している。2万5,000頭は目安の数字ではあるが、それにとどまることなく最大限に捕獲を進めていくことによって個体数を減らしていく。

また、6万2,000頭として推定した場合に年間2万5,000頭ずつ捕獲した5年後の試算では5万5,000頭になり7,000頭の減少となる。

宮本しづえ委員

その目標そのものが適切ではないという話をしている。イノシシ管理計画（第1期）で安定生息数は5,000頭との目標があったが、イノシシ管理計画（第3期）終了後の推定が5万5,000頭では変わっていない。

生息数がふえて大変であるが、イノシシがふえたことによって被害もふえているため、初期の目標にもう一度立ち返って対策を考えることが県民の願いに応えることになるのではないか。目標が明確にならない理由について聞く。

生活環境部長

イノシシ管理計画の捕獲と安定生息数の関係であるが、イノシシ管理計画（第2期）も委員指摘のとおり安定生息数5,200頭を目標に取り組んできた。イノシシ管理計画（第3期）を策定する際には多雪地帯への生息区域の拡大や東日本大震災以降の生息状況の変化を踏まえて見直しを行ってきたが、目標を立てる上で一番難しい問題がイノシシの自然増加率である。

第3期を見直すに当たって、第2期で想定していた自然増加率よりもかなり高い数字で変化していたため、第3期の捕獲目標も引き上げて対応することにした。毎年、自然増加率も変化しているので、5年後の目標を設定しても毎年変化する自然増加率を考えると、5年後に目標を達成できるのか不確かなため第3期計画では個体数を抑制して人の生活圏とのすみ分けを図り、年間2万5,000頭の捕獲を目標に最大限の捕獲に取り組むとした。

推定生息数を5万4,000～6万2,000頭で見込んでいるが、この推定生息数の幅についてもどの数字を当てはめるかによ

って、捕獲数に相当幅が出てくることもあり、我々としてはこの第3期に当たっては、ある程度の幅の中で個体数の減少を見ていかざるを得ないため安定生息数との考え方を示さないことにした。

宮本しづえ委員

推定生息数を正確に推測するのは難しいのはわかる。ただ実態としてイノシシがふえているため、捕獲して減らしてほしいというのが県民の要求として本当に強くある。そこにどう応えていくのか考える必要がある。第3期の終わりで5万5,000頭では県民は納得しない。抜本的な捕獲頭数の見直しをしなければ減らないと思うので、もう一度見直しをするべきだと述べておく。

次の問題について聞く。今回の台風災害では多くの箇所です砂災害が発生し、環境省と国土交通省が協議して2つの枠組みがつけられた。国土交通省の事業は余り使い勝手がよくないようでほとんど使われていないようだが、環境省の土砂を災害廃棄物として処理の対象とすることについては市町村からの期待も大きい。

今、各市町村が災害の箇所に基づいて処理計画を策定している。それに基づいて県も計画を策定すると聞いているが、処理計画ができていない市町村はどれぐらいあるか。

一般廃棄物課長

ほとんどの市町村で一旦は災害報告書が出てきているが、係数の関係などいろいろと確認しており、それらを全て完成したものとして受け取っているわけではない。

宮本しづえ委員

細部の詰めはこれからだと思うが、県も国との関係で早く計画を出すように言われていると思う。詰めはこれからだとしても市町村が出してきた対処すべき災害箇所の総数はわかるか。

一般廃棄物課長

環境省の災害等廃棄物処理事業については各市町村が1つの事業として申請するので、災害箇所数という形では把握していない。

宮本しづえ委員

どこまでをこの事業の対象とするか市町村によって解釈が異なるかもしれないため大変気になっている。

この事業は宅地内に流入した土砂を災害廃棄物として処理できることになっているが、土砂を集めて持っていく一連の費用が補助対象とのことでよいか。

一般廃棄物課長

環境省の事業のスキームでは、廃棄物まじりの土砂については補助対象となるので、宅地内に流れ込んだものについても、それを収集、運搬して処理するまでの一連の作業が補助対象となる。

宮本しづえ委員

土砂を集め、袋か何かに入れ、それを適切な場所に運搬するまでの一連の費用が補助対象とのことであるが、自治体によっては宅地内の土砂を集めて持っていくところまでは個人でやるように言われているようである。

そのため、この事業の解釈が自治体によって異なっているのではないかと懸念を持ったが、県はそういったことを把握しているか。

一般廃棄物課長

この制度については、2回にわたって関係市町村を集めて説明している。その中で質疑応答等もあり、特に土砂については質問がかなり多かった。質問に対する回答は各市町村に全てフィードバックしており、市町村が誤解しているとの話は確認していない。

宮本しづえ委員

実際にそう言われているため一連のかかる費用が補助対象になることを市町村に周知徹底し、個人負担が発生しないように処理してもらいたい。

既に災害発生から2カ月がたっているので、宅地内に流入した土砂を除去しないと生活できないこともあり、個人で業者に委託して既に処理した事例もあるが、この場合も遡及して補助対象になると理解してよいか。

一般廃棄物課長

この環境省の事業は、市町村が宅地内に流入した土砂の排除を行うことができるが、それを待たずに家屋の所有者みずから行った場合についても、市町村が生活環境保全の上で必要な作業であったと認めれば本人に費用を償還することは可能である。

宮本しづえ委員

今回は、相当使い勝手がよく制度設計されたので歓迎したい。被災者の救済につなげられるよう県としても正確な制度の周知徹底を図ってもらいたい。

この事業は今回の災害の以前からあった制度とののだが、そうなのか。

一般廃棄物課長

この土砂等の排除事業は、環境省と国土交通省のパッケージ事業として行うのは昨年度の西日本豪雨から始まったと聞いている。

宮本しづえ委員

そうするとこの制度は比較的新しい制度ということになる。今まで宅地内の土砂災害についてはほとんど救済策がなかった。

県北では、伊達市が上限65万円、川俣町が上限50万円という独自の補助制度をつくった。伊達市は約450カ所の申請があると聞いており、川俣町では200カ所あるそうなので補助額は1億円になる。伊達市及び川俣町では、これだけの被害がある以上は独自の制度でやるしかないと思っていたので、今回の環境省の制度は大変助かるとのことだった。この環境省の制度で救済されるように、県はしっかり自治体を支援してもらいたい。

今回の台風災害で自治体が独自の財源を使ってでも救済すべきと認識し、対応してきたのは伊達市、川俣町しか聞いていないが、それ以外にも自治体独自に補助しているところはあるか。

一般廃棄物課長

伊達市と川俣町以外は聞いていない。

伊達市と川俣町の取り組みについて確認したところ、伊達市は被災者宅地等の小規模の災害復旧工事に対して補助しており、家の裏山が崩れた場合ののり面の復旧工事などを想定している。川俣町は災害救助法に基づく住宅の応急修理を補完する事業の一環と聞いている。この応急修理は生活に欠くことのできない設備のみに限定しているため、川俣町では少し広く捉えて補助の対象としている。いずれの自治体についても主たる目的が環境省の災害等廃棄物処理事業とは少し違うと理解している。

宮本しづえ委員

制度をつくったときの趣旨は違ったとしても土砂災害そのものについては今回の対象になるとのことでよいか。

一般廃棄物課長

環境省の事業は災害廃棄物の撤去までを行うもので、災害の復旧には全くタッチしないシステムになっているため、カバーできない部分について対応したのが伊達市、川俣町と理解している。環境省の事業が撤去までの対応であることは市町村も十分に理解していると思う。

矢吹貢一委員

小野町の一般廃棄物最終処分場について代表質問で西丸武進議員が質問したが、この一般廃棄物最終処分場については平成23年3月に一般廃棄物の受け入れを終了し、現在は浸出水処理の管理を行っている。そうしたところ本年8月に事業者が再搬入を実施すべく、県に廃棄物処理法に基づく変更許可申請書を提出したとのことだが、この再搬入計画の概要について聞く。

一般廃棄物課長

今回、小野町にある民間の一般廃棄物最終処分場の埋立処分の容量をふやす変更許可申請が提出されている。

矢吹貢一委員

埋立期間は5年間、埋立数量は約20万tと聞いている。今回は、軽微な変更でないため変更許可申請があったとのことだが、平成18年に軽微な変更があった際には県がこれを受理した。

その当時、私はいわき市議会の議員で市議会を挙げて反対したが、結果として県の調停を受け入れた。その中で私の記憶では小野町からは、今後は増量を考慮する状況にはない、事業者への土地の賃貸契約について延長することは考えていないと言われた。不本意ではあるが、その説明を県の調停案として受けとめた。

そして、今回、この計画が出されたわけだが、最初の計画の埋立量を3分の2に削減して許可になり、平成18年にそれが増量になった。あのとき小野町から言われた言葉が頭に残っており、私たちいわき市民はあの言葉をほごにされたしまったと不信感しかない。

6月27日には、いわき市議会が全会一致でこの一般廃棄物最終処分場に反対する意見書を県及び小野町に提出したと聞いているが、その意見書の捉え方を聞く。

一般廃棄物課長

いわき市及びいわき市議会から意見をもらっているが、変更許可申請は、行政手続法上、内容が整っていれば県としては受け取らざるを得ないものである。

いわき市の意向は当然承知しており、これまでも事業者、小野町、いわき市の3者協定により、何らかの行動を起こす際には必ず協議するように県から事業者再三意見を述べてきた。今回の申請に当たってもそういったところを十分に協議した上で提出するよう指導してきたが、一応は形式が整っていたため受領した。

矢吹貢一委員

県はこれまで合意形成が図られるように指導してきたが、その指導に従わなかった。法にのっとって提出されたため受理したことは理解するが、台風第19号では夏井川で7カ所決壊、1カ所越水したため多くの方々が甚大な被害に見舞われ、今回の変更許可申請についても皆が大変関心を持っている。

行政手続は大体120日が目安と聞いているので、そろそろ結論づけをしなければならない時期にあると思っている。この一般廃棄物最終処分場についてはいわき市では当初から反対をずっと言い続けてきた。住民の思いも全く同じであることを十分に賢察しながら適正な判断がされるよう要望する。

佐久間俊男委員

汚染状況重点調査地域の地下に埋設してある汚染土壌の搬出状況について聞く。

除染対策課長

現在、除去土壌は仮置き場に入っているものと、委員指摘のとおり現場保管されているものの2通りある。令和元年9月末で仮置き場が717カ所、現場保管が6万7,987カ所となっている。

これらについては環境省が市町村と協議しながら中間貯蔵施設への搬出をおおむね2021年の完了に向けて計画的に進めていく。

佐久間俊男委員

台風第19号の被災地の搬出について影響がなければよいと思っているが、台風第19号で被害を受けた方の中には敷地内に家や物置の建築を考えている方も当然いる。そういった地域で埋設物の搬出というのは多分に影響があると思っているが、考え方を説明願う。

除染対策課長

まずは国、県、市町村が連携してなるべく早く搬出することに注力するが、委員指摘のとおり事情があって早く別ところに移動する必要がある場合は、汚染状況重点調査地域の除染の実施者は基本は市町村になるため、市町村に相談して

対応が可能か協議していくことになると思う。

佐久間俊男委員

県民には市町村に汚染土壌を早く搬出してほしいとの思いはあるが、復旧に当たっている市町村は台風第19号により仕事量がふえている。市町村と環境省でキャッチボールしながら汚染土壌の搬出について影響がないようにしてもらいたいのはわかるが、県としてそういった市町村を支援していくべきと思うが、どうか。

除染対策課長

今回の台風第19号による業務がおもしになって、除去土壌の搬出に影響があるのではないかとのことだが、市町村、県、環境省は常に連携している。

県は、汚染状況重点調査地域の市町村の搬出に当たっては交付金を交付しており、年度初めに計画が提出されているため申請が都度上がってくる。やりとりをする中で委員が懸念している作業が進まないようなことがあれば、国も交えて対策を考えていきたい。早く搬出するとの思いは三者とも一致しているのでしっかり前に進めていきたい。

宮本しづえ委員

聖火リレーの出発地点であるJヴィレッジのすぐそばに高線量のホットスポットがあると民間団体から指摘されたと聞いたが、そういったことはあるのか。

除染対策課長

Jヴィレッジに隣接する檜葉町の町営駐車場についてそういった情報が入ってきている。比較的高い線量を示した2カ所については既に線量低減の対応をしており、線量は十分に下がっているとの報告を受けている。

宮本しづえ委員

聞いたところかなり高い線量である。どうしてこんな高い線量になってしまったのかと驚きを持って受けとめた。対応はしたとのことだが、どこに原因があったと分析しているか。

除染対策課長

ここは直轄エリアのため本来であれば環境省が除染を担当する地域であるが、東京電力がこの場所を借りていた経緯があり、線量低減の対応は東京電力が行っていた。

なぜこだけ線量が高いかについては、今のところ情報が寄せられていないが、まずは高いところが見つければ環境省、県で東京電力に低減対策をしっかりと申し入れて対応していきたい。

宮本しづえ委員

今の説明を聞くと東京電力がやるべきことをやっていなかったのではないかと受け取れる。福島が復興に向けて懸命の努力をしている中でこういったことが指摘されるのは非常に残念なことであり、風評被害の拡大にもつながるため東京電力にしっかりとした対応を求めてもらいたい。

また、この話を聞いたとき改めて総点検が必要と思った。今回の台風災害で河川の土砂が攪拌されて上がってきていることも考えられるので、フォローアップ除染が必要な箇所が本当はないのか再点検するべきだと思うが、どうか。

除染対策課長

これまでも高線量の箇所が見つければ、まずモニタリングをして、人の追加被曝線量年間1mSvの基準に照らして影響があればフォローアップ除染を行っている。これは国も同じ考えなので、今後もそういったところが見つければそのような対応をする。

ほかに高線量の箇所がないのかとのことだが、関係する部局と連携しながら除染の担当部としてしっかり取り組んでいきたい。

宮本しづえ委員

関連部局と対応してしっかり安全・安心を確保してもらいたい。

除染土壌の再生利用について、国は放射性物質汚染対処特別措置法の省令を改正して再生利用のための新しい基準をつ

くるとの報道がされた。これには県民もどんなに反対しても再生利用されてしまうのではないかと不安が高まっているが、この動きについて県はどのように受けとめているか。

中間貯蔵施設等対策室長

国は、除去土壌の県外最終処分に向けて減容化や再生利用実証事業に取り組んでいる。県としては再生利用に当たっては安全性の確保が大前提であり、実施に当たっては地元の理解が極めて重要と考えている。なお、技術的なものとして手引を作成していると聞いているが、国には丁寧に対応するよう求めている。

宮本しづえ委員

県民、国民の理解がなければ実施できない事業ということは一致している。

南相馬市の実証事業も地元からの理解が得られなかったため実際には進んでいない。これが除染土壌の再生利用の実態だと思う。

せっかく除染したものをなぜもう一回使うのか。この県民の怒りと反発は非常に大きい。そういった県民の意向を踏まえた上で、県としても国に除染土壌の再生利用の基準を幾らつくっても実際にはできないということを言う必要があると思うが、どうか。

中間貯蔵施設等対策室長

中間貯蔵施設に運び込んでいる除去土壌は、県外最終処分に向けて国が再生利用することとしているが、県としては国が放射線の影響に対する安全性を含めて地元住民等に説明をした上で、国民的理解、さらには住民の理解を得た上で事業を実施するよう求めている。

山口信雄委員

公共交通基盤整備について聞く。

ビッグパレットふくしまの北側に応急仮設住宅があるが、そこに合同庁舎を移転する計画があり、新聞に県と市の間で土地の売買が進んでいるとの報道もあったと思うので、合同庁舎の移転計画も進むと思っている。

その北側には、もともと新駅の計画があったが、平成10年代前半で一度白紙になった経緯がある。今回、合同庁舎が整備されることによって、ビッグパレットふくしまに加えて平日利用される合同庁舎もできるため、新駅が設置されれば新駅の利用の頻度も上がると思うが、新駅の設置の方向性について聞く。

生活交通課長

J R東日本に市町村から新駅の要望があり、郡山市は郡山南地区の新駅という表現で安積永盛駅と郡山駅の間に1つ新駅の要望がある。須賀川市は東北本線沿いにそれとは別に2つの新駅の要望があり、これらを全部取りまとめて福島県鉄道活性化対策協議会でJ R東日本に毎年要望している。

合同庁舎の件は承知していないが、生活環境部としては各市町村がJ R東日本に対してダイヤ改正などいろいろな要望があり、個別に協議しているものもあるが、福島県鉄道活性化対策協議会に要望を上げてもらい、県全体としてJ R東日本本社または所管する支社に声を届けているため郡山市を通じて新駅の要望に対応していきたい。

山口信雄委員

私が市議会議員として市議会で質問した際には、市としては県を通じて粘り強く要望していくとのことだったので、今の説明からすると一緒に進めていると感じた。

今の状況としては、応急仮設住宅ができてビッグパレットふくしまの駐車場も足りない、合同庁舎が移転すればかなりの職員が移ることになる。また、低炭素化社会を進めていくには鉄道があればそれだけ車を使わないで移動できるなどいろいろな考え方がある。

実際に整備するには地元が費用負担することになるため、県と市で話し合っ進めてもらいたいと思うが、どうか。

生活交通課長

個別の新駅の協議については、最近では常磐線のJ ヴィレッジ駅があり、J ヴィレッジの利活用、浜通り地域の復興の

シンボルとのことから企画調整部が所管して業務に当たった経緯がある。

もう少し前では平成29年4月に開業した磐越西線の郡山富田駅があり、これは郡山市が全面的にJR東日本と協議を行った。JR東日本は郡山富田駅の乗降客が多いため大変喜んでいて聞いている。

新駅を目指すときには、その駅から狭い範囲の地域ではなく、地域全体として新駅の必要性や効果をJR東日本に理解してもらうことが重要になる。今回のビッグパレットふくしま近くの新駅の要望についても、地域の声を郡山市を通じてJR東日本と協議することになると思うが、県としてはビッグパレットふくしまの利活用、地域の活性化、合同庁舎の移転など複合的な要素がたくさんあるため、郡山市から相談があれば一つ一つ丁寧に聞き取りし、県全体としてどのように取り組むのかということになるかと思う。新駅に対して通常のルールといったものは全くなく、JR東日本にいかにも必要性を訴えるかがポイントになってくるので、郡山市とよく相談して考えていきたい。

山口信雄委員

Jヴィレッジ駅は企画調整部と部局横断で取り組んだとのことなので、今後もそういった流れで郡山南地区の新駅についても取り組んでもらいたい。これは要望である。

佐藤義憲副委員長

今回、議案第15号で事務処理の特例として知事の権限に属する捕獲許可等の事務の一部を湯川村に移譲するとしているが、湯川村は山のない地域であり、野生鳥獣の生息域、移動域が今までと大変変わってきている。イノシシに関する質問は多くあったので、ニホンザルについて聞く。

ニホンザル管理計画（第3期）も折り返しの時期であるが、計画にある第2期からの主な変更としてモニタリングの実施や、計画対象区域の市町村が実施計画を作成するとあるが、どこまで進んでいるのか。

選挙期間中に会津若松市内を回っていた際にそれほど山の中でない、平たんな場所でニホンザルの群れを確認したので、ニホンザル管理計画（第3期）の進捗状況について聞く。

自然保護課長

ニホンザル管理計画（第3期）は、計画期間が平成29年4月1日～令和4年3月31日となっている。対象はニホンザルの群れが生息し、具体的に群れの対策が必要とされる27市町村、普及啓発については全県を対象にしている。

計画対象市町村は、管理計画に基づき年度ごとに実施計画を策定し、ニホンザル対策を行うことになる。現在の状況としては、管理計画に基づいて30年度に実施計画を策定した市町村は14市町村で、実施計画で群れごとに捕獲数を定めて個体数の調整に取り組んでいる。

14市町村で実施計画の推定生息頭数を積み上げると
8,652～9,062頭となっている。29年度の捕獲数は517頭である。

佐藤義憲副委員長

計画対象区域27市町村のうち平成30年度に実施計画を策定したのが14市町村、策定していないのが13市町村との理解でよいか。

自然保護課長

実施計画が策定されていない市町村もあるので、県としてはモニタリングの実施と実施計画の策定について市町村と協議しながら対応を進めてもらうよう促していきたい。

佐藤義憲副委員長

先ほど質問したモニタリングの部分はどうか。生息頭数はどの程度いるのか。

自然保護課長

生息数については、実施計画策定の際に推定生息数を把握しており、実施計画を策定した14市町村の積み上げで8,652～9,062頭となっている。

佐藤義憲副委員長

計画対象区域27市町村のうち14市町村が実施計画を策定し、推定生息数が約8,600頭との話だが、残り半分の市町村はまだ推定もできていない。5カ年の計画期間のうち折り返しの時期になっているが、全ての市町村で推定生息数を把握できるのはいつになるのか。

手をこまねいているうちにどんどん生息域が広がって、イノシシの被害と同じようになることを懸念しているが、対象の27市町村に県はどういった支援を行っているのか。また、実施計画の策定の見込みがわかればあわせて説明願う。

自然保護課長

今後の実施計画の策定見込みについて、まだモニタリング等に進んでいない市町村もあり、モニタリングが進まないことによって実施計画までたどり着けないという状況もある。

県としてはモニタリング実施に向けてサポートしながら実施計画の策定を促進していきたい。残りの13市町村については、実施計画にたどり着く状況に至っていないため、今後とも市町村と話をしながら実施計画策定に向けてフォローアップしていきたい。

佐藤義憲副委員長

ニホンザルについてはなるべく速やかにデータもそろえてもらいたい。

次に、イノシシについて聞く。環境省はイノシシの生息数を推定するためにRESTモデルとベイズ推定を採用しているが、イノシシ管理計画（第3期）ではベイズ推定を採用し、推定生息数を5万4,000～6万2,000頭としている。

もう1つのRESTモデルで推定すると6～25万頭という幅広い推定生息数になる。県はベイズ推定をずっと採用してきたため、今回もベイズ推定を採用したとのことだが、2つある推定モデルのうち低いほうに合わせてよかったのか。なるべく最大値の推定モデルを採用した上で、RESTモデルの25万頭というのは余りにもかけ離れている数字なので、真ん中の11万頭にしてもよかったのではないかと。

また、自然増加率について部長から説明があったが、自然増加率は1～5段階まであって、県は1.39を採用している。これまでは1～5段階の3段階を採用していたものを第3期では2段階を採用し、自然増加率を1.39にして毎年の捕獲頭数を2万5,000頭にしている。今まで5段階のうち3段階としていたものを2段階にして年間捕獲頭数を2万5,000頭にしているが、推定モデルも低い数値、自然増加率も低い数値とのことで心配な部分があることを指摘しておく。

平成30年度は約2万5,000頭の計画に対して約3万頭捕獲しているが、それは現場の市町村が頑張ったのか、それともわなで捕獲する頻度が上がったのか、そうであれば生息数がふえている可能性もあると思うが、30年度に約3万頭捕獲できた理由について聞く。

自然保護課長

平成30年度の捕獲実績は速報値で2万9,727頭で、その内訳として狩猟が8,079頭、有害捕獲が1万1,521頭、直接捕獲が1万127頭である。29年度の実績は2万603頭であり、それと比較すると狩猟、有害捕獲、直接捕獲のいずれも数字が伸びている。また、わなについては幾つふえているかは承知していない。

個人的な意見になるが、生息数の推移と捕獲の関係については、たくさん捕獲した年の翌年は捕獲が減る傾向にあるので、イノシシの捕獲がふえることによって生息数が減少し、増加が抑えられる傾向にあるため捕獲頭数も減るといった波は多少あると思う。

28年度の捕獲頭数が2万6,130頭、29年度が2万603頭、30年度が2万9,727頭であるが、直接捕獲は猟友会に委託しており、有害捕獲も各市町村で実施しているためこれらは変わらない。このため捕獲頭数の理由を明確にして説明することは難しいが、捕獲に取り組まれる方々の努力の結果なので今後も協力を得ながらしっかり取り組んでいきたい。

佐藤義憲副委員長

先ほどニホンザルのときにも述べたが、こういった因果関係を分析しなければいけないと思っている。推定生息数の推定モデル、自然増加率も低い数値を採用していると指摘したが、数値をもとに管理計画があるべきだと思うので、早目の実態把握に取り組んでもらいたい。これは要望である。

三瓶正栄委員

イノシシの個体数の目標値の話があったが、これは大変大事なことである。

田村市田村郡選挙区で地元の猟友会関係者と意見交換する中で意見として出るのは捕獲したイノシシの処分である。イノシシを処分して埋設する場合に心配されるのは地下水の汚染と異臭であるため、3年前に相馬市に建設された有害鳥獣焼却施設をほかの地域にもぜひ設置してほしいとの話があるが、県はどう考えているのか。

自然保護課長

イノシシの処分は埋設または焼却であるが、田村市での会議等では捕獲頭数がふえていくことによって新たな対応を考えねばならないと聞いている。

県としては平成30年度に処分方法の具体的なものを市町村に示し、その中で検討してもらっている。田村市も県内のいろいろな施設を参考にしながら検討していると聞いている。

三瓶正栄委員

いろいろな処分の仕方があって、先日も猟友会の関係者と意見交換したが、冷凍して解体し、焼却場に持っていく方法もある。一方では、先ほど述べたように埋設する方法もある。いずれにしても幾ら捕獲してもイノシシが減らない。これは双葉地方から阿武隈山系にイノシシがどんどん流れてきているのではないかとの話もあるが、この点について県はどのように認識しているのか。

自然保護課長

避難12市町村の捕獲については、帰還困難区域は環境省が対応しており、それ以外の地域は市町村が実施主体となっている。

統計的には、帰還困難区域の周辺部分での捕獲数がふえている実態も見えているため、県としても復興庁と連携しながら市町村に対して支援していきたい。

また、帰還困難区域については先ほど述べたとおり環境省が対応しているので、環境省に責任を持って捕獲頭数をなるべくふやしてもらうように国に対する要望活動等でも申し入れている。昨年の捕獲頭数と比べると今年度は帰還困難区域の捕獲頭数は伸びていると聞いている。

三瓶正栄委員

いずれにしても国または市町村としっかり連携するとともに、狩猟関係者の意見を整理してしっかり取り組んでもらいたい。

次に、中間貯蔵施設について聞く。

中間貯蔵施設の面積は1,600haあり、そのうち7割を用地買収したと認識しているが、残り3割の買収の見通しについて聞く。

中間貯蔵施設等対策室長

委員指摘のとおり用地買収は7割まで順調に進んでいる。残りについては、連絡先が不明の方もいるが、現在、契約手続している方もいる。

連絡先を把握している面積は全体の97.5%で、大部分は把握している。国としては残りの3割も買収していくつもりなので、県としては丁寧に説明しながら協力が得られるように求めている。

三瓶正栄委員

残りの3割の地権者と連絡はついたということか。

中間貯蔵施設等対策室長

人数を述べると、地権者数2,360人のうち83%の1,960人については連絡先を把握している。不明の方は400人いるが、死亡が380人で権利関係も含めて調査中のものもある。連絡先を把握していない地権者については国で把握に努めている。

三瓶正栄委員

公共事業の場合は土地収用法があるが、不明であれば施行するわけにいかない。ただ除染土壌は中間貯蔵施設にどんどん搬出しなければいけない。計画の1,600haとの面積は、見積もりをして算出した数字であり間違いないと思っている。除染土壌を運んできて、置く場所がなければ問題になるため、今後も国と連携してしっかり取り組んでもらいたい。

最後に、環境創造センターについて聞く。環境創造センターは、情報発信の拠点となっているが、令和元年度に教育旅行でどのくらい訪問があったのか。

環境共生課長

環境創造センターへの県外学校からの教育旅行は、令和元年11月末現在で中学校が9校、高校が13校、人数では中学校が1,363名、高校が675名となっている。

三瓶正栄委員

我々もいろいろな研修等で来館しているが、来年は言うまでもなくオリンピック・パラリンピックがあるので、この機会に環境創造センターが果たす役割は大変大きいと思っている。

そこで、新たな取り組み等を予定していれば説明願う。

環境共生課長

環境創造センターの来館者数の目標を8万人に設定しているが、昨年度については目標を上回る9万2,348人の来館があり、ことし11月末までの累計では約32万2,000人の来館があった。今後も情報発信の方法や新たなニーズを把握し、適切な情報発信、展示等を検討していきたい。

三瓶正栄委員

環境創造センターもコミュタン福島もすばらしい施設だと思っており、一人でも多くの方に国内外から来てもらいたいので、今後も期待している。

環境回復推進監兼次長（環境保全担当）

三瓶正栄委員から中間貯蔵施設の用地について質問があり、用地取得率7割で当初の計画どおり使えるのかとの指摘があった。

当初計画の1,600haは今も変わらず、国道6号から東のエリアに中間貯蔵施設を設置することで事業を進めている。除染土壌や廃棄物などを搬入するため施設をつくっていくが、既に事業が始まっているため買えない用地ではなかなか事業ができない。このため用地取得率7割をもっと伸ばしていくことは必要であるが、事業計画を見直して支障のないエリアを選んで施設をつくるなど事業に影響がないような取り組みを環境省としっかり協議、調整していきたい。